

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅶ－3－1

戦傷病者、戦没者遺族等への援護、
戦没者の遺骨の収集等を行うこと

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

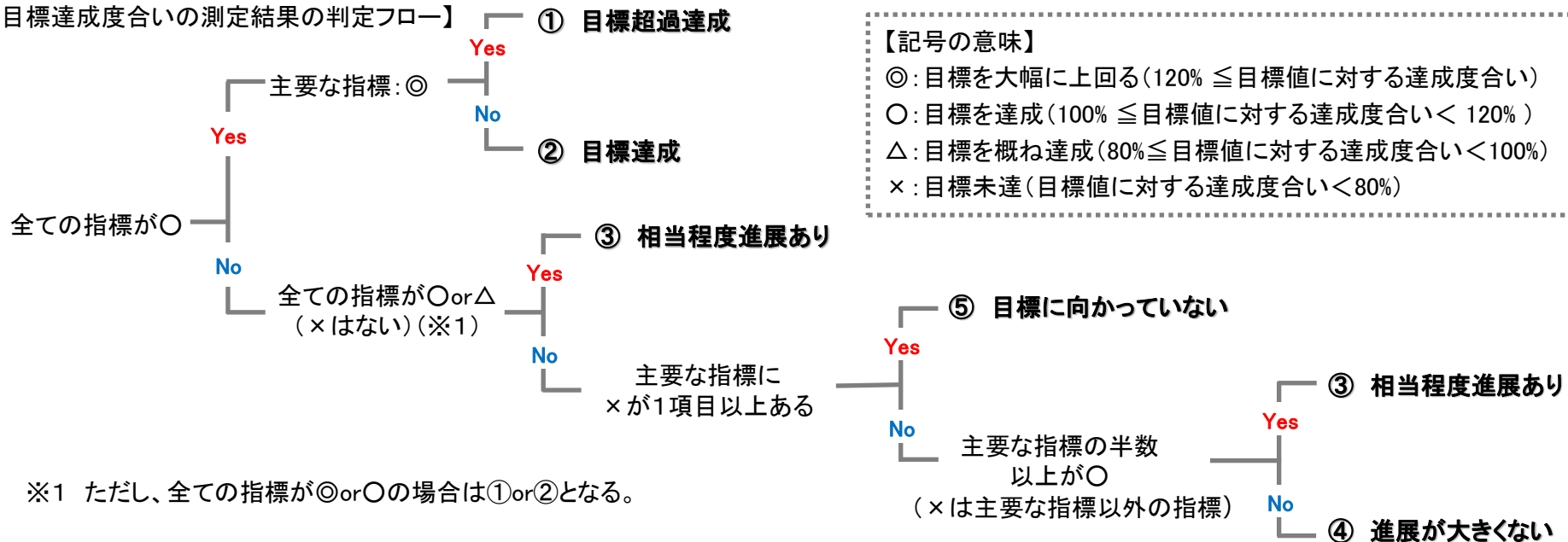
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要 件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	- 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 - 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-3-1）

基本目標Ⅶ：ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標3：戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

施策目標1：戦傷病者、戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

現 状 （ 背 景 ）

1. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護

- ・ 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対し、国家補償の精神に基づき援護を実施。
- ・ 受給者等の高齢化が進んでいる（平均年齢92.4歳（R5年度末現在））。

課題1

請求者が高齢化する中で迅速な裁定、時効失権の防止

達成目標1

援護年金及び弔慰金の請求に対する迅速・適切な裁定

【測定指標】

太字・下線が主要な指標

1 援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合（アウトカム）

2. 次世代への継承

- ・ 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。
- ・ 戦後78年が経過し、当時を知る関係者が高齢化。

課題2

戦中・戦後の労苦を体験した方々が減少する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていく

達成目標2

昭和館、しょうけい館の一層の充実

4 昭和館の累計入館者数（アウトカム）

5 しょうけい館の累計入館者数（アウトカム）

3. 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進

- ・ 先の大戦による戦没者の遺骨収集事業を国の責務として実施（H28年度～R11年度は集中実施期間）。未収容遺骨（約112万柱）のうち相手国事情等により収容困難な遺骨を除く約59万柱を中心に、現地調査や遺骨収集を実施。
- ・ 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。
- ・ 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。

課題3

いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていない

達成目標3

戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等の着実な実施

6 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合（アウトカム）

7 戦没者の遺骨が残されている諸地域に職員等を派遣した回数（アウトプット）

4. 中国残留邦人等への支援

- ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加。
- ・ 長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、介護サービス利用時の語りかけボランティア訪問を実施。
- ・ 自立を支援するため、地域の実情に応じて、自立支援通訳や自立指導員の派遣、高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。

課題4

中国残留邦人等の高齢化への対応

達成目標4

言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実

8 自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数（アウトプット）

9 自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数（アウトプット）

5. 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務

【軍歴調査（証明）事務】

- ・ 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要。
- ・ 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付。

【恩給進達事務】

- ・ 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達。

【抑留者関係資料の調査】

- ・ ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせ。

課題5

旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、迅速な事務処理、資料取得

達成目標5

抑留者関係資料の取得及び照合の充実、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知

10 履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合（アウトカム）

11 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合（アウトカム）

12 提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析が終了した者について、日本側資料との照合調査が終了した割合（アウトカム）₅

【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-3-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対する迅速・適切な裁定】

指標1: △(目標達成率99%)

【達成目標2 昭和館、しょうけい館の一層の充実】

指標4: ○(目標達成率118%) 指標5: ×(目標達成率48%)

【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等の着実な実施】

指標6: △(目標達成率93%) 指標7: △(目標達成率86%)

【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実】

指標8: (△)(R4年度までの推移) 指標9: (△)(R4年度までの推移)

【達成目標5 抑留者関係資料の取得及び照合の充実、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知】

指標10: ○(目標達成率100%) 指標11: ○(目標達成率100%)

指標12: ○(目標達成率100%)

【目標達成度合いの測定結果】

【総合判定】

④(進展が大きくない) B(達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・ 主要な測定指標の達成状況の一部が「△」。
- ・ 主要な測定指標以外の指標の一部の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・ 指標5が目標未達(×)となった要因は、しょうけい館の所在地区の再開発計画により移転することとなり、移転に伴う閉館期間(R5.7/31～10/24(この時期は例年、1年間の入館者数の約3割を占める時期))が発生したこと、閉館期間に開催された3館連携スタンプラリーの不参加(例年参加しており、新規入館者層の獲得が見込まれるもの)、及び閉館に向けた諸準備の確保のため、閉館前の企画展は過去取扱ったテーマを再構成したものを開催し、集客力が十分ではなかった等の外的要因が考えられる。

《効率性の評価》

- ・ 指標5については、移転経費の発生等、外的要因が大きかったため評価が難しい。

《現状分析》

- ・ 指標5については、今後は、まずはコロナ禍前の水準を目指し、来館促進に向けた効果的な取組を着実に進める必要がある。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対する迅速・適切な裁定】

- ・ 指標1については、**今後は、申請書類の補正に要する時間の短縮等に向け、事務面での改善を図ることにより、引き続き目標達成を目指す。**

【達成目標2 昭和館、しょうけい館の一層の充実】

- ・ 指標4・5については、コロナ前の水準には至っていないため、**今後は、まずはコロナ前の水準に戻ることを目指しつつ、令和7年度は戦後80年の節目の年であるため、これに向けた特別企画展の開催や主に小中学生に対する来館の積極的な働きかけ等、更に来館者が増えるよう効果的な取組を行う。**

なお、コロナによる影響が長期化等した結果、現行の最終目標値(指標4: 令和7年度に累計入館者7,852,378人／指標5: 令和7年度に累計入館者2,440,264人)は現時点では妥当性を欠く数値のため、**最終目標値を修正し**(指標4: 7,288,522人／指標5: 1,911,492人)、この達成に向け、より一層の来館促進のための取組を実施する。

【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等の着実な実施】【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実】

- ・ 指標6～9については、概ね順調に推移していることから、今後も、**引き続き、目標達成を目指し、取組を進める。**

【達成目標5 抑留者関係資料の取得及び照合の充実、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知】

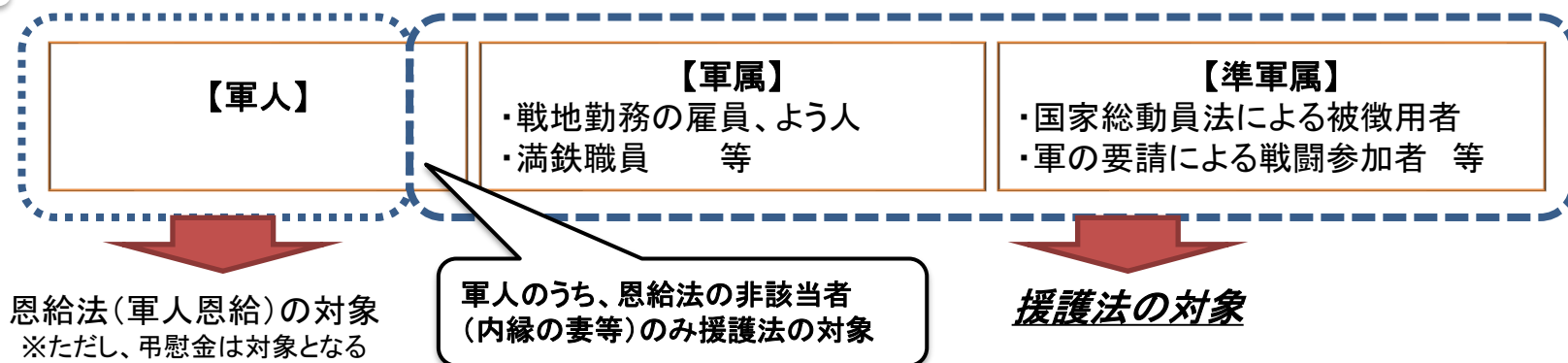
- ・ 指標10については、業務効率化等により毎年度目標値を達成しているが、戦後80周年を迎えるにあたり相当程度請求件数の増加が予想されるため、当該指標及び目標値を維持し、引き続き目標達成を目指す。
- ・ 指標11については、毎年度目標値を達成したため、更なる対応の迅速化を目指し、**目標水準の引上げ(1.5ヶ月以内⇒1.25ヶ月以内)とする予定。**
- ・ 指標12については、現在の指標は新たに取得した資料の内容などの外的要因の影響を多く受ける指標であること、また毎年度目標値を達成していることを踏まえ、**新たに照合調査の充実という観点からの評価を行うため、次期は抑留中死亡者の特定候補者を選定した数を指標とする予定。**

戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく支援について

目的

国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった者(軍人、軍属、準軍属)が、公務等により負傷・り病又は死亡したことに対し、国が国家補償の精神に基づき使用者の立場から補償。

対象者



給付内容

障害年金	障害の状態になった戦傷病者本人に給付 ※受給者数: 385人(平均年齢91.9歳)	9,991,800円～763,100円 (障害の程度による)
遺族年金・遺族給与金	配偶者等の遺族に対して給付 ※受給者数: 1, 406人(平均年92.5歳)	2,019,000円～343,100円 (公務性の程度による)
弔慰金	配偶者等の遺族に対して給付(一時金) ※受給者数: 2, 085, 293人(累計)	50,000円(一律)

※ 受給者数は、令和6年3月末現在

戦没者・戦傷病者等の妻等に対する特別給付金等の概要

戦没者等の妻に対する特別給付金(昭和38年～)

先の大戦で一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うもの

【給付内容】※令和5年法改正 (対象者数)約 5.5千人(推計)

- ・額面110万円
- ・5年国債を5年ごとに2回交付

※償還期間:①R6～R10 ②R11～R15

戦傷病者等の妻に対する特別給付金(昭和41年～)

先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うもの

【給付内容】※平成28年法改正 (対象者数(令和3年4月施行分))

- ・額面7.5万円～50万円
- ・5年国債を5年ごとに2回交付

:約0.6千人(推計)

※償還期間:①H29～R3、②R4～R8

戦没者の父母等に対する特別給付金(昭和42年～)

先の大戦で子や孫を亡くして子孫が絶え、寂寥感や孤独感と闘ってきた父母や祖父母の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うもの

【給付内容】※平成25年法改正 ※平成30年度予算措置(5年分を給付)

- ・額面10万円～100万円
- ・5年国債を1回交付
- ・100万円
- ・現金一括給付

(受給者数) 28人

(対象者数) 3人

(注) 平成30年には、受給者の高齢化により、対象者が少数となっていたため、法改正せず予算措置による現金給付を実施。

令和5年には、対象者がいなくなったため、予算措置等は実施せず。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(昭和40年～)

先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の遺族に対して、戦後何十周年といった特別の機会を捉え、国として弔慰を表すもの

【給付内容】※平成27年法改正 (対象者数(令和2年4月施行分))

- ・額面25万円
- ・5年国債を5年ごとに2回交付

:約85万人(推計)

※償還期間:①H28～R2、②R3～R7

昭和館について

- ◆ 戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていくため、平成11年3月に開設
- ◆ 実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧、関連情報提供事業などを行う

※平成28年度からは「戦中・戦後の労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業」も実施している。

- ◆ 一般財団法人日本遺族会に運営を委託

《基礎情報》

場 所	東京都千代田区九段南1-6-1
敷地面積	2,138㎡
構 造	地上7階 地下2階鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	8,514㎡（2階広場を含む。）
竣 工	平成10年12月25日
開 館	平成11年 3月27日
開館時間	午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）
休 館 日	月曜日（祝日または振替休日の場合はその翌日） 12月28日～1月4日

《令和6年度予算額》

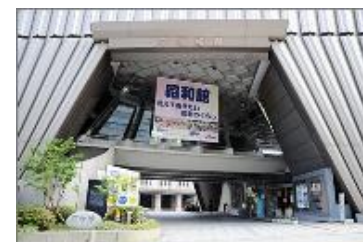
464百万円（運営費）

《入館状況》（令和5年度末時点）

① 昭和館開館以来の総入館者数	約676万人
② 令和3年度入館者数	約 8万人
③ 令和4年度入館者数	約 14万人
④ 令和5年度入館者数	約 17万人

※令和2年度より、新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少した。

＜昭和館外観＞



＜展示の様子＞



＜事業内容＞

① 展示事業

戦中・戦後の国民生活の姿を伝える資料の収集、保存、展示

② 図書映像資料等閲覧事業

ア 図書・文献資料

戦中・戦後の国民生活に係る図書・文献その他戦争に関する基本的図書及び独自資料の収集・閲覧

イ 映像・音響資料

戦中・戦後の国民生活に係る映像・音響資料の収集・閲覧

③ 関連情報提供事業

ア 内外の資料館等の概要情報、文献図書などの所在情報の提供

イ 物、言葉、人名、地図、年表などの百科事典的情報の提供

ウ 昭和館の収蔵図書、所蔵品の情報

エ 戦没者の死亡状況情報（戦史叢書などのデータベース化）

しょうけい館について

- ◆ 戦中・戦後の戦傷病者及びその家族等の労苦を次世代に伝えていくため、平成18年3月に開設

- ◆ 実物資料の展示、資料収集、関連情報提供事業などを行う

※平成28年度からは「戦中・戦後の労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業」も実施している。

- ◆ 公募により民間団体等に運営を委託

《基礎情報》

場 所 東京都千代田区九段北1-11-5グリーンオーク九段2階、3階

面 積 716㎡

開 館 平成18年 3月20日

開館時間 午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）

休 館 日 月曜日（祝日または振替休日の場合はその翌日）

12月28日～1月4日

《令和6年度予算額》

182百万円（運営費）

《入館状況》（令和5年度末時点）

- | | |
|--------------------|--------|
| ① しょうけい館開館以来の総入館者数 | 約178万人 |
| ② 令和3年度入館者数 | 約 2万人 |
| ③ 令和4年度入館者数 | 約 2万人 |
| ④ 令和5年度入館者数 | 約 1万人 |

※令和2年度より、新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少した。

＜しょうけい館外観＞



＜展示の様子＞



＜事業内容＞

① 展示事業

「戦地における労苦」と「復員後の労苦」に係る実物資料や情景展示

② 資料収集事業

戦傷病者とその家族が体験した労苦を伝える資料（実物資料、文献図書、写真、体験証言ビデオ等）の所在調査と収集

③ 関連情報提供事業

館が収集・調査した資料、内外の文献図書情報、証言映像などの情報提供

戦没者の遺骨収集事業

概要

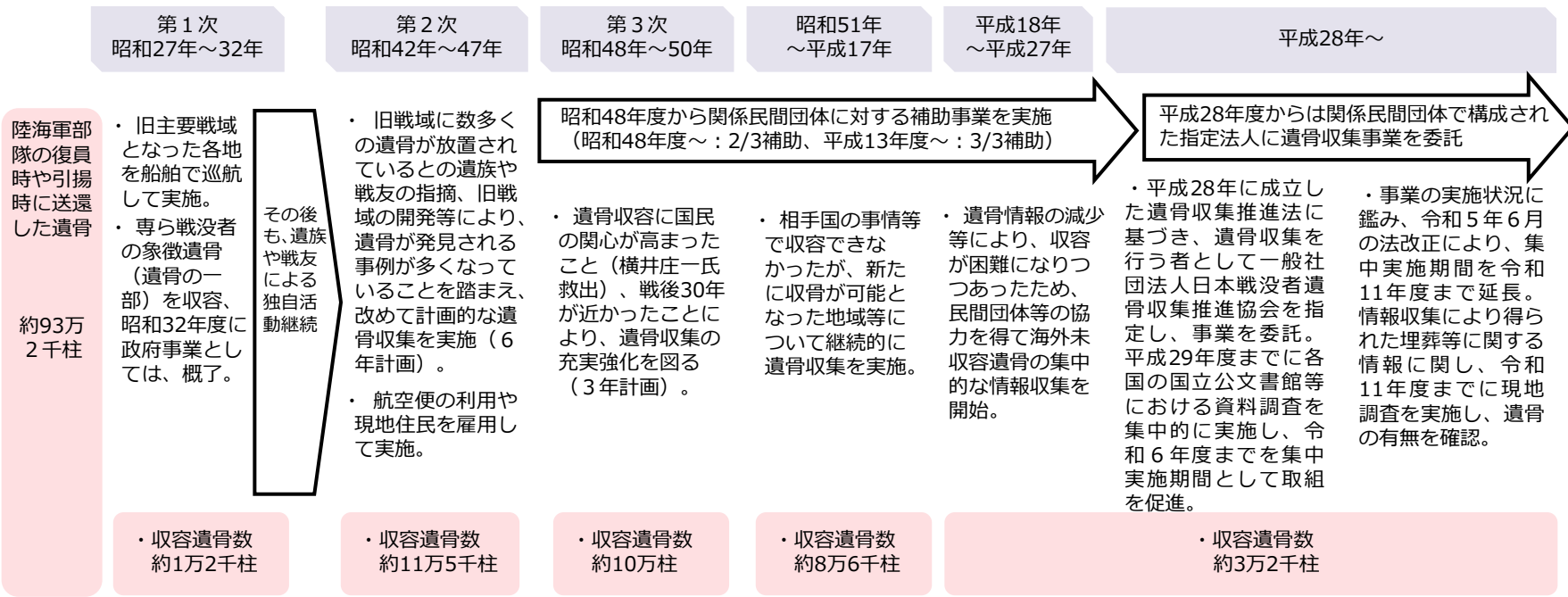
- 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち ①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約59万柱

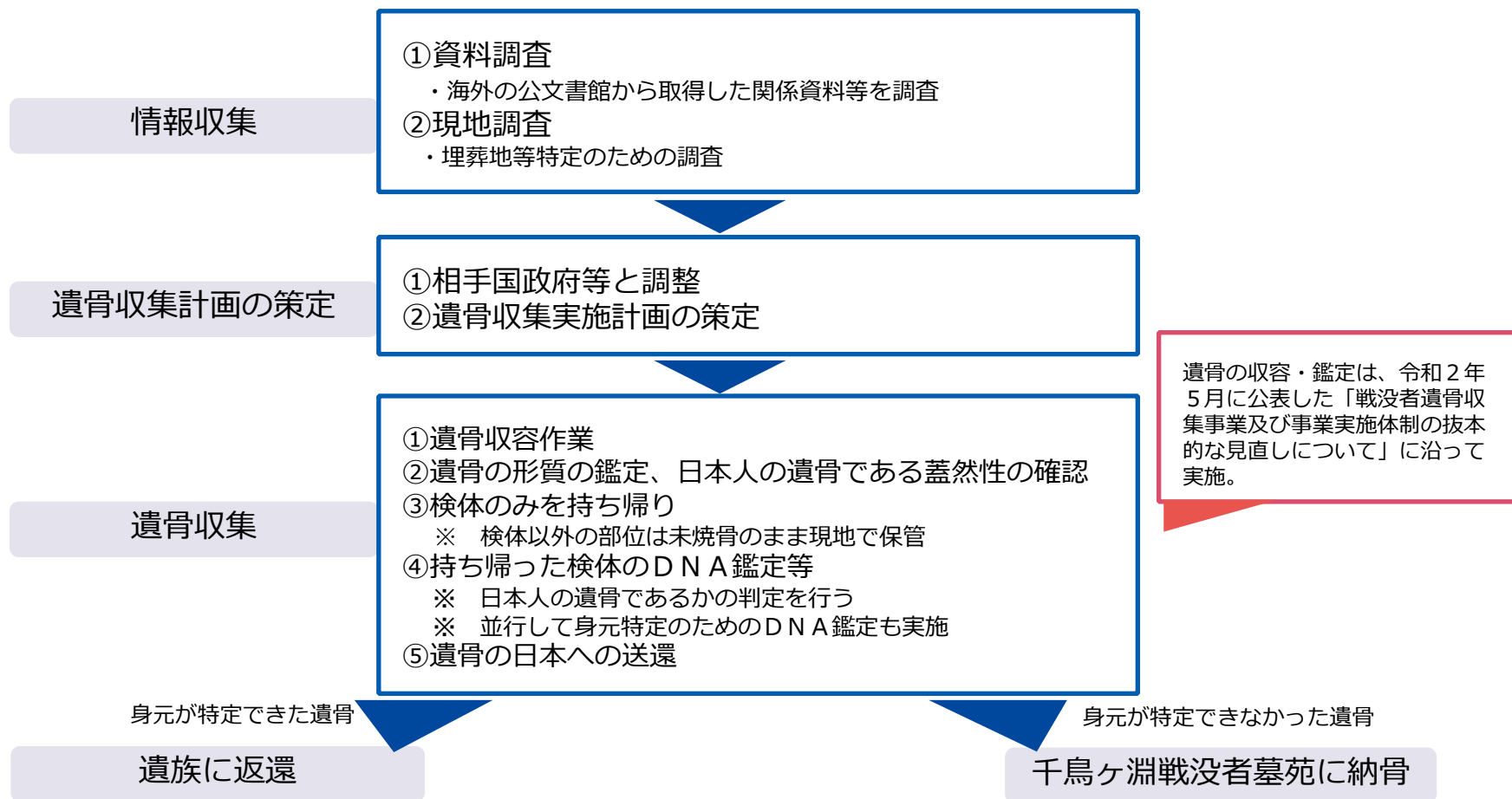
(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和6年3月末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移

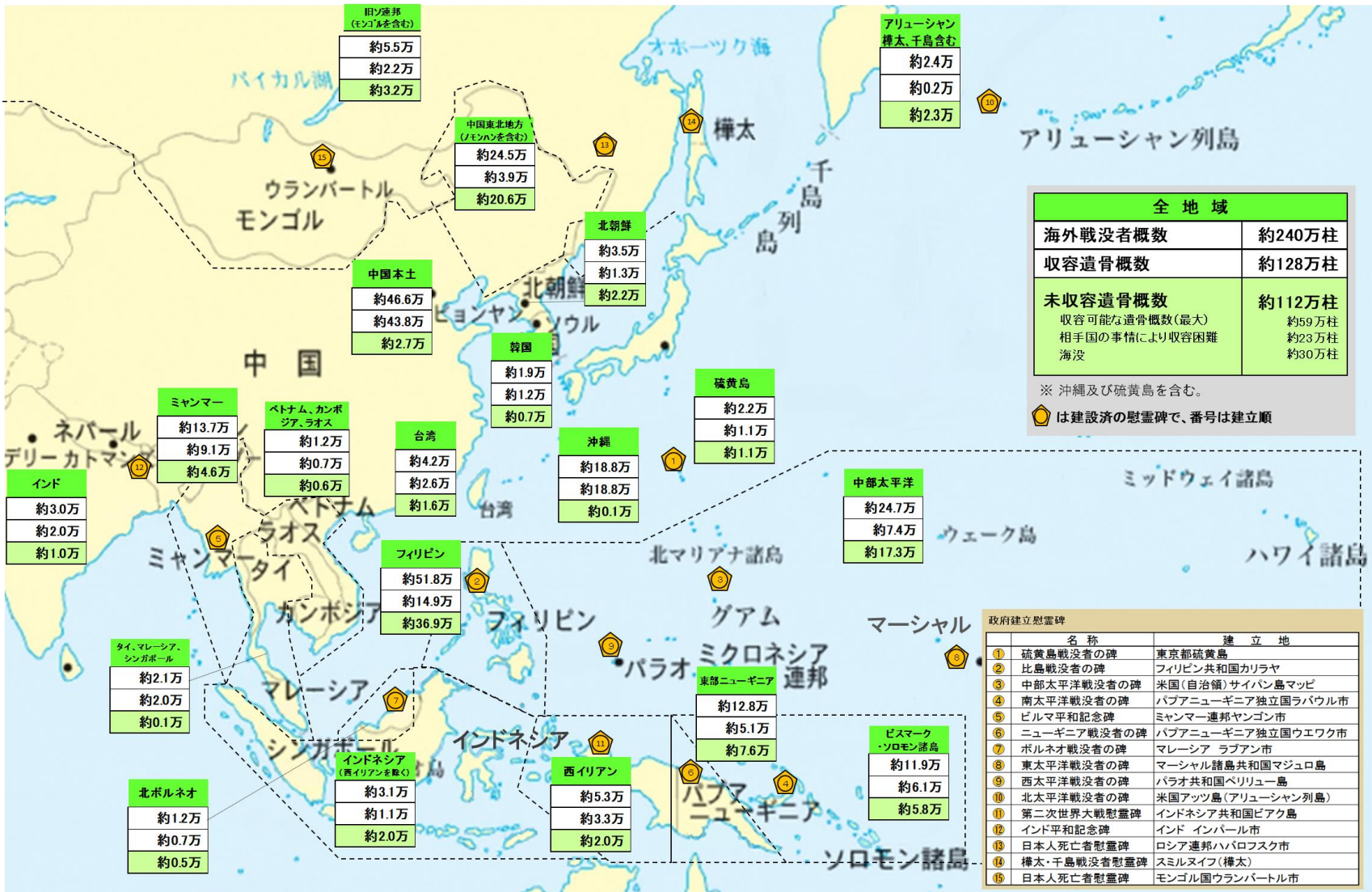


遺骨収集事業の流れ



※ 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、埋葬地関係資料や記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望する遺族に対して身元特定のためのDNA鑑定を実施。平成29年度から沖縄県の一部地域、令和2年度からは硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラフ環礁で収容された戦没者遺骨について、遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨のDNA鑑定を公募により実施。令和3年10月1日からは対象地域を厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大して実施している。

地域別戦没者遺骨収容概見図（令和6年3月末時点）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

中国残留邦人等に対する支援策

研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

中国帰国者支援・
交流センター
(全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、
東海・北陸、近畿、
中国・四国、九州)

＜帰国後6か月間の定着促進支援(首都圏センター)＞

＊平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合

・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業(宿泊・通所研修)

＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞

・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業(通所研修)

＜永続的な支援(7センター共通)＞

・日本語学習支援、日本語交流サロン支援

・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援

・各自治体を実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援

＜介護に係る環境整備(7センター共通)＞

・語りかけボランティア訪問

＜次世代継承事業(首都圏センター)＞

・中国残留邦人等が経験した様々な労苦を次世代に語り継ぐ語り部事業を実施。

生活支援

※自治体が支援給付及び配偶者
支援金の支給事務を実施

満額の老齢基礎
年金等の支給

・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても
保険料の納付を認める。

・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付及び
配偶者支援金
の支給

＜支援給付＞

・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外

厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外

・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給

・中国語等のできる支援・相談員の配置

＜配偶者支援金＞

・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(特定中国残留邦人等が永住帰国する前
から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での支援

※自治体が地域の実情
に応じて実施

地域での多様な
ネットワークを活用し、
地域で安定して生活
できる環境を構築

※生活困窮者就労準備支援事業
費等補助金事業(10/10国庫補
助)として実施

◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業

・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助

・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等

◎身近な地域での日本語教育支援

・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成

・民間日本語学校利用時の受講料補助 等

◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助

◎中国残留邦人等への地域生活支援プログラムの実施

◎二世に対する就労支援

シベリア抑留者問題とは

概 要

- 昭和20年8月9日以来の旧ソ連の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域又はモンゴル人民共和国（当時）の地域で強制抑留された。
- 抑留者は、極寒の地で長期間にわたり、劣悪な環境のもと、多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

抑留者数(旧厚生省の独自調査に基づく統計)

抑留された者	約575,000人(うちモンゴル 約14,000人)
・うち帰還した者	約473,000人(うちモンゴル 約12,000人)
・うち病弱のため入ソ後、満州・北朝鮮に送られた者等	約47,000人
・うち死亡したと認められる者	約55,000人(うちモンゴル 約2,000人)
抑留者死亡者遺骨収集	約21,960柱(令和6年4月末現在)
資料の特定に至った抑留中死亡者	約41,000人(うちモンゴル 約1,500人) (令和6年4月末現在)



強制収容所の様子
—平和祈念展示資料館の展示より—

日本政府の対応等

厚生労働省	○抑留中死亡者に関する身元特定のための資料の収集 ○遺骨収集事業 ○抑留中死亡者遺族を対象とした慰霊巡拝 ○旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理
外務省	○関係国政府との協議
総務省	○労苦に関する資料の平和祈念展示資料館（新宿）での展示 ○慰霊碑（千鳥ヶ淵戦没者墓苑敷地内）の管理

旧陸海軍資料に基づく履歴証明等について

- 旧陸海軍から引き継いだ戦没者等援護関係の資料を保管し、援護年金の支給や戦没者の慰霊事業等のための履歴証明業務等に使用している。
- これらの資料について、資料の公開と後世への伝承を図るため、戦後70周年に当たる平成27年度までに、概ね国立公文書館に移管した。
- なお、履歴証明業務等に当たっては、これらの資料を電子化し、画像情報検索システムにより実施している。

旧陸海軍から引き継いだ主な人事関係資料

総数(延べ登載人員)	約 23,190,000人
うち旧陸軍関係	約 14,175,000人
留守名簿	約 9,050,000人
陸軍官衛工員名簿	約 717,000人
死亡者連名簿	約 3,412,000人
その他	約 996,000人
うち旧海軍関係	約 9,015,000人
海軍横須賀・舞鶴鎮守府等人事関係資料(履歴原表)	約2,190,000人
海軍横須賀・舞鶴鎮守府等人事関係資料(軍属名簿)	約 1,500,000人
死没者名簿	約 475,000人
その他	約 4,850,000人

(注) いずれの数字も「延べ数」であり、同一人が他に記載されているケースが多々ある。